

令和5年5月9日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和5年石川県能登地方を震源とする地震に係る感染症予防対策等について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび大阪府より通知がありましたので情報提供いたします。

同事務連絡は、今般、令和5年石川県能登地方を震源とする地震に係る被害に際して発出されたものです。感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、地域の実情に応じ、感染症予防対策としての消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）等を円滑かつ適切に実施することが依頼されています。

なお、大阪府通知には、「令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に見直されたことに伴い、法に基づく濃厚接触者の特定や行動制限がなくなった」旨、記されています。

貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・大阪府ホームページ】

(検索エンジンで、「大阪府 令和5年度感染症法関係通知」でもアプローチ可)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/reiwa5nentuti.html>



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)